

静岡県地域防災計画

原子力災害対策の巻

平成 23 年 6 月

静岡県防災会議

目 次

発 災 前	頁
第14節 原子力発電所上空の飛行規制	17
第15節 災害復旧への備え	18
第16節 事業所外運搬中の事故への備え	18
第17節 原子力発電所の安全・安心対策の推進	18
第18節 原子力に関する情報提供	18
第4章 東海地震対策	33
第1節 施設整備計画	33
1 避難者収容施設の耐震化	33
2 橋梁等の耐震化	33
3 通信連絡施設の整備	33
東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	頁
第4章 東海地震対策	33
第2節 注意情報発表時等に対する対策	33
発 災 後	頁
第3章 原子力災害応急対策	19
第1節 基本方針	19
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	19
1 特定事象発生情報等の連絡	19
2 応急対策活動情報の連絡	20
3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	20
第3節 活動体制の確立	21
1 県の活動体制	21
2 原子力災害合同対策協議会への出席等	22
3 専門家の派遣要請	23
4 応援要請及び職員の派遣要請等	23
5 自衛隊の派遣要請等	23
6 防災業務関係の安全確保	24
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	25
1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	25
2 災害時要援護者への配慮	26
3 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	26
4 飲食物、生活必需品等の供給	26
第5節 治安の確保	26
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等	26
1 飲料水、飲食物の摂取制限	26
2 農林水産物の採取及び出荷制限	27
3 飲料水及び飲食物の供給	27
第7節 緊急輸送活動	27
1 緊急輸送活動	27
2 緊急輸送のための交通路確保	28
第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動	29
1 救助・救急活動及び消火活動	29
2 緊急被ばく医療活動等	29
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	31
1 住民等への情報伝達活動	31
2 県内全市町への情報伝達	31
3 住民等からの問い合わせに対する対応	31
第10節 事業所外運搬中の事故への対策	31
第4章 東海地震対策	33
第1節 施設整備計画	33
第2節 注意情報発表時等における対策	33
第3節 地震災害応急対策	33

目 次

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第5章 原子力災害復旧対策	35
第1節 基本方針	35
第2節 放射性物質による汚染の除去等	35
第3節 各種制限措置の解除	35
第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	35
第5節 災害地域住民に係る記録等の作成	35
1 災害地域住民の記録	35
2 影響調査の実施	35
3 災害対策措置状況の記録	35
第6節 風評被害等の影響の軽減	35
第7節 被災中小企業等に対する支援	35
第8節 心身の健康相談体制の整備	36
第9節 物価の監視	36

図 表	頁
別図 (3-2-1) 防災関係機関の情報連絡系統図	39
別図 (3-8-1) 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	41
別図 (3-8-2) 初期被ばく医療機関	41
別図 (3-8-3) 二次被ばく医療機関	41
別図 (3-8-4) 三次被ばく医療機関	41
別表 (4-2-1) 地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所应急保安措置実施状況報告書	42
別表 (4-3-1) 東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	43
別表 (5-5-1) 被災地住民登録様式	44

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から浜岡原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開・提供している。

この取組を活かし、原子力事故、災害を未然に予防する観点から、事故・トラブルに関する情報公開の徹底と、人為的ミスによる事故の発生の防止を目指す、県独自の原子力発電所の安全対策と安全安心対策を規定する。

第2節 計画の性格

1 静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、静岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 地域防災計画編「共通対策の巻」等との整合性

この計画は、地域防災計画「原子力対策の巻」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については地域防災計画「共通対策の巻」等によるものとする。

3 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画「原子力対策の巻」を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県のふじのくに危機管理計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町の「原子力対策の巻」の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画の

習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し尊重するべき指針

県地域防災計画「原子力対策の巻」の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(以下「防災指針」という。)を十分に尊重するものとする。

第5節 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EZ) のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。

この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域は、御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市(以下「関係市」という。)において、浜岡原子力発電所から半径10km以内の範囲に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとする。

第6節 計画の基礎として想定する災害

前節の防災対策を重点的に充実すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、次のとおりである。

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁により発電所からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。

したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮する。また、これらに付随して放射性物質がエアロソル(気体中に浮遊する微粒子)として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、ブルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、地域防災計画編「共通対策の巻」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制

東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地或における電気通信施設の被害状況調査 4 通信インフラの障害が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
静岡労働局	1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策
中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援
中部近畿産業保安監督部	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関すること
中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区気象台 (静岡地方気象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救難活動 4 緊急輸送に関すること 5 海上における治安の確保

2 自 衛 隊

機 関 名	所 掌 事 務
陸上自衛隊第34普通科連隊 海上自衛隊横須賀地方総監部 航空自衛隊第1航空団	1 災害応急対策の支援 2 緊急時モニタリングの支援

3 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	所 掌 事 務
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地 方 鉄 道 会 社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	災害時の輸送路の確保

西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 ケイティディアイ株式会社	通信の確保
日本赤十字社 (社)静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (社)静岡県薬剤師会 (社)静岡県看護協会 (社)静岡県病院協会	災害時における医療助産その他救助の実施
(独)国立病院機構	国が開設する病院における医療救護の実施
(社)静岡県放射線技師会	県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力
日本通運株式会社 (社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援
(独)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援(検討・助言)
(独)放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療に関すること

4 消防機関

機 関 名	所 掌 事 務
御前崎市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導
菊川市消防本部	2 緊急被ばく医療措置に対する協力
掛川市消防本部	3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力

5 静 岡 県

所 掌 事 務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 緊急時モニタリング設備等の整備
4 緊急被ばく医療設備等の整備
5 防災対策資機材の整備
6 防災対策資料の整備
7 原子力事業者からの報告の収集及び立入検査
8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持
9 災害状況の把握及び伝達
10 県原子力災害警戒本部の設置
11 県原子力災害対策本部の設置
12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
13 緊急時モニタリングの実施
14 緊急被ばく医療措置
15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保

- | |
|--------------------------|
| 16 汚染飲食物の摂取制限等 |
| 17 住民等からの問い合わせ対応 |
| 18 放射性汚染物質の除去 |
| 19 制限措置の解除 |
| 20 関係市の原子力防災対策に対する助言及び協力 |
| 21 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 |
| 22 国及び関係機関への支援の要請 |

6 静岡県警察本部

所　掌　事　務
1 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報
2 立入制限及び交通規制
3 治安の確保

7 関係市(御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市)

所　掌　事　務
1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
2 通信連絡設備等の整備
3 防災対策資機材の整備
4 防災対策資料の整備
5 災害状況の把握及び伝達
6 市災害対策本部の設置
7 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
8 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
9 避難の勧告、指示及び立入制限
10 県が行う緊急被ばく医療措置に対する協力
11 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
12 汚染飲食物の摂取制限等
13 住民等からの問い合わせ対応
14 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
15 制限措置の解除
16 県が行う原子力防災対策に対する協力
17 損害賠償請求等に必要な資料の整備
18 県及び関係機関への支援の要請

8 原子力事業者(中部電力株式会社)

所　掌　事　務
1 原子力発電所の防災体制の整備
2 原子力発電所の災害予防
3 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
4 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
5 原子力発電所施設内の応急対策措置
6 通信連絡体制の整備
7 放射線測定設備(モニタリングポスト)の整備
8 原子力防災資機材の整備
9 原子力災害活動で使用する資料の整備

- 10 環境放射線モニタリングの実施
- 11 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- 12 県、関係市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
- 13 放射性汚染物質の除去
- 14 災害の復旧

第2章 平常時対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

また、県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づく、事故・トラブルに関する情報公開の徹底による安全安心対策の推進と、原子力に関する情報提供について定める。

(第2章 その1 原災法及び災害対策基本法に基づく予防体制の整備及び原子力災害事前対策)

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

1 協 議

県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らのふじのくに危機管理計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき牧之原市、菊川市及び掛川市（以下「関係周辺市」という。）に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

2 届 出

- (1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

- (1) 県は、別に定める要領に従い、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- (2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画「原子力対策の巻」の作成又は修正、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」

という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係市、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系無線(車載型、携帯型)、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要な資料

県は、関係市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県の原子力災害対策本部設置施設(県庁別館本部管理室)及び対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

- ① 原子力発電所に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力発電所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
 - ア 周辺地図 資料1
 - イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別の人口、世帯数、災害時要援護者の概数、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。） 資料2
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。） 資料3
 - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。） 資料4
 - オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、身体障害のある人援助施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。） 資料5
 - カ 周辺地域の医療施設に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。） 資料6
 - キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料 資料7
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象に関する資料（過去1年間の県環境放射線監視センターにおける風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報を含む。） 資料8
 - イ 線量推定計算に関する資料 資料9
 - ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 資料10
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料 資料11
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料 資料12
- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料 資料13
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制に関する資料 資料14
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況に関する資料 資料15

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、関係市との間の専用回線網の整備

県は、経済産業省、文部科学省及び関係市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 通信経路の多様化と活用

県は、防災行政無線、原子力緊急時連絡網の整備を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

② 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

③ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

第6節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「原子力災害応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制

県は、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。また、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生に備えて、県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 県原子力災害警戒本部の体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び関係市と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催する場合、県はこの会議に職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定すると

ともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

2 県原子力災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、知事を本部長とする県原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び関係市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

さらに、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別に分けた機能グループを設け、国、県、関係市及び原子力事業者のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、文部科学省、関係都道府県、関係市、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第7節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、防災対策に努めるものとする。

5 広域緊急援助隊等

県警察は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、広域緊急援助隊等の県外部隊の援助要請体制の整備に努めるものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について近隣市町及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

7 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

8 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急被ばく医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

9 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、隣接都道府県等との応援協定に基づく応援協力体制の構築、及び県内の市町間の応援協定締結の促進と応援協力体制構築を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行つておくものとする。

なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。

名 称	締 結 年 月 日	構 成 都 道 府 県 等
災害応援に関する協定 (中部圏9県1市)	平成7年11月14日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	平成8年6月13日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年7月18日	全都道府県
原子力災害時の相互応援に関する協定	平成13年1月31日	北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

10 対策拠点施設

- (1) 県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、経済産業大臣から意見を求められた場合は、意見を経済産業大臣に提出するものとする。
- (2) 県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

11 モニタリング体制等

県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力安全委員会が定める緊急時環境放射線モニタリング指針に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

また、県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時環境放射線モニタリング実施要領を策定するものとする。

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

(3) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング実施組織及びそれぞれの役割等を、緊急時環境放射線モニタリング実施要領において定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時から緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び原子力事業者から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

(6) 緊急時放射能影響予測システム

県は、国及び原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

12 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

県は、関係市に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、室内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。また、県は、関係市に対し、複数の市町にまたがる広域的な避難誘導計画をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

この場合において、県は、関係市に対し、避難に関する次の事項について原子力災害が単独で発生した場合と、東海地震の発災後に万が一何らかの原因により原子力災害が発生した場合とに分けて、具体的に定めておくよう助言するものとする。

- (1) 地域別の避難場所
- (2) 避難の方法
- (3) 避難場所での行動

(4) その他避難等に関する留意事項

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

県は、関係市に対し、地域危機管理センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 福祉避難所の整備

県は、関係市に対し、要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保に努めるよう助言するものとする。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

(4) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。

3 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、関係市に対し、高齢者、障害のある人、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備について助言するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等については、優先的に避難させる等十分に配慮するものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市に対し助言するものとする。

5 避難所・避難方法等の周知

県は、関係市に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からの緊急時モニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2 交通管理体制等の整備

(1) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

- (2) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置等について周知を図るものとする。
- (3) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、国及び市町の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、既存の被害状況の把握装置や情報板などを活用し、道路管理の充実を図るものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市と協力し、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

また、県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

さらに、県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。

緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

3 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保及び消防体制の整備に助言するものとする。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国及び関係市と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、アラームメータ、安定ヨウ素剤等の資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、関係市及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国及び関係市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。
- (2) 県は、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、設備の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国、関係市と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市と連携し、高齢者、障害のある人、

外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの人に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

- (5) 県は、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、有線放送、CATVなど多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第 11 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、国、関係市及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
- (7) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

第 12 節 防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所の施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第13節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 防災訓練に関する県の計画

県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各項目ごとの訓練、各項目を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練等の訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練

(2) 防災訓練に関する国の計画

県は、経済産業省が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際に、緊急時モニタリング、住民に対する情報提供、住民避難及び緊急被ばく医療等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 県の計画に基づく訓練の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の各項目ごとの訓練、各項目を組み合わせた訓練又は国の支援体制を含めた総合訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 国の計画に基づく訓練の実施

県は、経済産業省が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するに当たり、経済産業省の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上

空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け航空第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて)により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第81条ただし書(最低安全高度以下の高度での飛行)の許可は行わないこと。

第15節 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して、放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第16節 事業所外運搬中の事故への備え

県は、原子力事業者及び運搬を委託された者から運搬中の事故による特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、海上保安部署、原子力事業者、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、適切な対応をとるために必要な体制を整備するものとする。

(第2章 その2 情報公開の徹底、安全安心対策の推進、原子力に関する情報提供)

第17節 原子力発電所の安全・安心対策の推進

県は、事業者に対して発電所の安全対策の充実と情報公開の徹底を求め、県が把握した情報については県民に迅速に公開する。

県は事業者とともに発電所周辺の環境放射線の監視を行い、その結果について定期的に環境放射線安全協議会で確認を得るとともに公表する。

第18節 原子力に関する情報提供

県は、防災と原子力に関するス科学・技術の知見を深め、的確な情報発進を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学術会議(原子力分科会)を開催し、適時・適切な情報提供を行う。

また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。

第3章 原子力災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、関係市、所轄警察署、関係市所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信し、さらに、経済産業省、県及び所在市に對してはその着信を確認することとされている。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、所在市及び県警察本部等に連絡することとされている。

③ 県は、原子力事業者及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

④ 原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、所在市に連絡することとされている。

(2) 県のモニタリングステーションで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーションにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。

② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。

(3) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、別図3-2-1のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、関係市、所轄警察署、関係市所轄の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡し、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

なお、県は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 県は、経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③ 県は、関係周辺市及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

④ 県及び所在市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

⑤ 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

① 県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と共に、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

② 県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡するものとする。

③ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び関係市をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、周辺への影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、経済産業省、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。さらに、緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果をとりまとめ、対策拠点施設に派遣した職員に対し、連絡するものとする。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 警戒本部の設置準備等

① 警戒本部の設置準備体制

県は、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう準備態勢をとるものとする。

② 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

ア 知事が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 警戒本部が設置されたとき。

③ 関係市への連絡

県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を関係市へ連絡するものとする。

(2) 警戒本部の設置等

① 警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地警戒本部を対策拠点施設に設置するものとする。

② 情報の収集

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき

(3) 災害対策本部の設置等

① 災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とする災害対策本部を県庁に設置するものとする。また、副知事を長とする現地対策本部を対策拠点施設に設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(4) 国及び関係市への連絡

県は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を国及び関係市へ連絡するとともに、関係市に対して警戒態勢、市災害対策本部の設置準備又は設置について助言するものとする。

(5) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

警戒本部設置準備体制、警戒本部及び災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、静岡県原子力災害対策本部等運営要領（以下「災害対策本部等運営要領」という。）によるものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は次の表のとおりである。

原子力災害合同対策協議会

緊急事態対応方針決定会議 = 最重要事項の調整			
構成員：	原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 経済産業省原子力安全・保安院審議官 内閣府政策統括官付企画官 内閣府内閣参事官（安全保障、危機管理担当） 消防庁広域応援対策官	原子力安全委員 静岡県原子力災害現地対策本部長 関係市災害対策本部長（副本部長） 原子力事業者（取締役本部長クラス） その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者	

全体会議 = 関係者の情報共有

構成員 :	原子力災害現地対策本部長（経済産業省副大臣） 経済産業省原子力安全・保安院審議官 内閣府政策統括官付企画官 内閣府内閣参事官（安全保障、危機管理担当） 消防庁広域応援対策官 文部科学省防災環境対策室長（放射線班責任者） 内閣府（原子力安全委員会事務局） 警察庁 防衛省 環境相 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 海上保安庁 気象庁	原子力安全委員 緊急事態応急対策調査委員 静岡県原子力災害現地対策本部長 関係市災害対策本部長（副本部長） 県警察部長クラス 原子力防災専門官（担当） 保安検査官事務所所長 放射線医学総合研究所 日本原子力研究機構（原子力緊急時支援・研修センター） 指定公共機関関係者 原子力事業者（取締役本部長クラス） 総括班責任者（経済産業省原子力関係課長） プラント班責任者（経済産業省総括電気工作物検査官） 医療班責任者、住民安全班責任者（県担当部長クラス） 広報班責任者（経済産業省原子力関係課長） 運営支援班（経済産業省中部経済産業局） その他原子力災害現地対策本部長が必要と認めた者
-------	---	--

3 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、経済産業省に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は関係市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県公安委員会は、原子力災害警備活動を円滑に行うため、必要があると認めるときは、県外部隊等の援助を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市長から要請があった場合は、

国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請するものとする。

また、国の原子力災害対策本部設置後においては、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保の方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には現地対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者、関係市及びその他防災関係機関に対し、防護服、防護マスク、アラームメータ等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、現地対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の被ばく管理

① 防災業務関係者（ただし、事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の被ばく管理については、次表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対象	指標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

（注）事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

② 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、県の防災業

務関係者の被ばく管理を担う班を現地対策本部に置くものとする。

- ③ 県の被ばく管理を担う班は、現地対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等の医療措置を行うものとする。
- ④ 現地対策本部の被ばく管理を担う班及び現地モニタリング班は、現地医務福祉班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。
さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。
- ⑤ 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣等の指示に従い、関係市に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態対策を実施するものとする。
- (2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- (3) 県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとする。
- (4) 県は市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市に対し避難所となる施設を示すものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標は、次表のとおりとする。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、国現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 災害時要援護者への配慮

県は、関係市と協力し、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊娠婦の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

3 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、関係市長が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

措置内容	要請機関
立入制限及び交通規制	1 関係市 2 消防機関 3 静岡県警察本部 4 清水海上保安部 5 東京空港事務所 6 道路管理者

4 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

第5節 治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市に指示するものとする。

飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2,000ベクレル／キログラム以上

対象	放射性セシウム
飲料水	200ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類	
穀類	500ベクレル／キログラム以上
肉・卵・魚・その他	

2 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、原子力安全委員会が定めた防災指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は関係市に指示するものとする。

3 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を関係市に指示したときは、県ふじのくに危機管理計画（一般対策の巻）第3章第8節の食糧供給計画及び第3章第10節の給水計画に基づき、関係市と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、関係市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、緊急事態対応方針決定会議のメンバー

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

① 避難者、負傷者等

② 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

- ③ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
 - ④ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ⑤ 緊急事態対応方針決定会議のメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町の対策本部長等）、災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、県の原子力災害現地対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員等）及び必要とされる資機材
 - ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの
- (3) 緊急輸送体制の確立
- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
 - ② 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県に支援を要請するものとする。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	1 (社) 静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部
避難住民等	1 (社) 静岡県バス協会 2 自衛隊 3 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

③ 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通路確保

(1) 緊急輸送のための交通路確保の基本方針

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行うものとする。

県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応するものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、車両感知器等により、交通状況の把握に努めるものとする。

県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、必要な交通規制及び交通情報の提供を行うものとする。

県公安委員会及び県道路管理者は、交通規制に当たり、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び緊急被ばく医療活動

1 救助・救急活動及び消火活動

- (1) 県は、関係消防機関の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、関係消防機関から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町及び消防機関、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 県は、関係市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。
なお、要請時には次の事項に留意するものとする。
 - ① 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由及び応援の必要期間
 - ② 必要とする応援の任務と人員、車両及び資機材の概数等
 - ③ 関係市への進入経路及び集結（待機）場所

2 緊急被ばく医療活動等

- (1) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。
- (2) 県は、必要と認められる場合は、県内の国の開設する病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。
- (3) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動搖等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。
- (4) 緊急被ばく医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた緊急被ばく医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
医療機関等	1 救護所等(避難所) (※1) 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表3-8-3)	放射線医学総合研究所 (別表3-8-4)
スクリーニング、線量評価 (※2)	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(三次被ばく医療機関からの技術支援)	1 高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	初期及び二次医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	1 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷(創傷、熱傷等)の初期治療 4 内部被ばく患者に対する初期対応等	1 局所被ばく患者の診療開始 2 高線量被ばく患者の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等	1 重篤な局所被ばく患者の診療 2 高線量被ばく患者の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等
資機材等	被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携(各種サーバイメータ、放射線管理要員の派遣等)	1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の緊急被ばく医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等
連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送 (※3)	1 入院診療 2 診療開始→転送 (※3)	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市及び消防機関が行う。	(独) 放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。

(※1) 救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。

(※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。

(※3) 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関等への転送を言う。

- (5) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて(独)放射線医学総合研究所、国が開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。
- (6) 県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の予防服用について指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の予防服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。
- (7) 県は、自ら必要と認める場合又は関係市等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配

慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供に当たっては、国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や関係市と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビ、ラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに答えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、関係市等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、関係市等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。なお、問い合わせ対応を実施する組織及び実施内容等については、別途要領に定めるものとする。

第10節 事業所外運搬中の事故への対策

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内

- 閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、さらに主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。
- (2) 県は、原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。
- (3) 原子力緊急事態に至った場合には、国は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 東海地震対策

第1節 施設整備計画

東海地震対策として、次の施設整備を推進する。

1 避難者収容施設の耐震化

原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。

2 橋梁等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

3 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同報無線及び市町防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節 注意情報発表時等における対策

- 1 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。
- 2 注意情報発表時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。
- 3 警戒宣言発令時には、原子力発電所は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を別表(4-2-1)により報告するものとする。
- 4 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節 地震災害応急対策

- 1 原子力発電所は、東海地震発生後直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、別表(4-3-1)により報告するものとする。
- 2 県及び関係市は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、県及び関係市の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。
- 3 関係市は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 関係市は、避難の勧告又は指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- 5 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。
- 6 災害対策本部等運営要領により、現地本部を設置したときは、関係市に係る災害応急対策の実施、情報の収集伝達等は現地本部が所管するものとする。

7 県は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には県及び県警察のヘリコプター等による対応のほか、自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

第5章 原子力災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、関係市、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（別表5-1）により記録することに協力するものとする。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び関係市と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ制度融資等を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談

窓口を設置するものとする。

第8節 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び関係市とともに、原子力発電所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第9節 物価の監視

県は、国及び市町と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

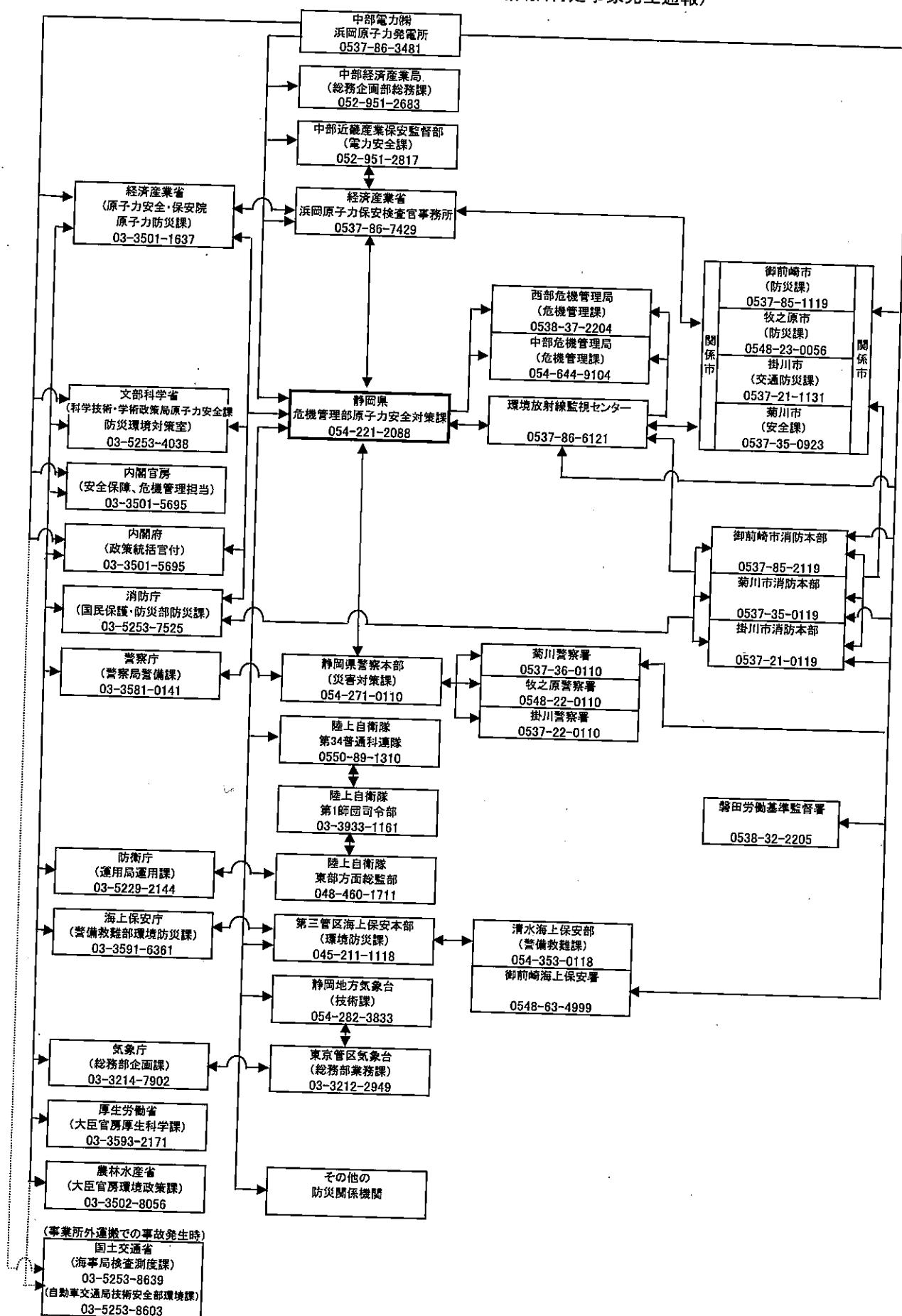
図表

別図 (3-2-1)	防災関係機関の情報連絡系統図	39
別表 (3-8-1)	救護所等における初期被ばく医療活動 実施医療機関	41
別表 (3-8-2)	初期被ばく医療機関	41
別表 (3-8-3)	二次被ばく医療機関	41
別表 (3-8-4)	三次被ばく医療機関	41
別表 (4-2-1)	地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所 応急保安措置実施状況報告書	42
別表 (4-3-1)	東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・ 設備等点検結果報告書	43
別表 (5-5-1)	被災地住民登録様式	44

別図(3-2-1)

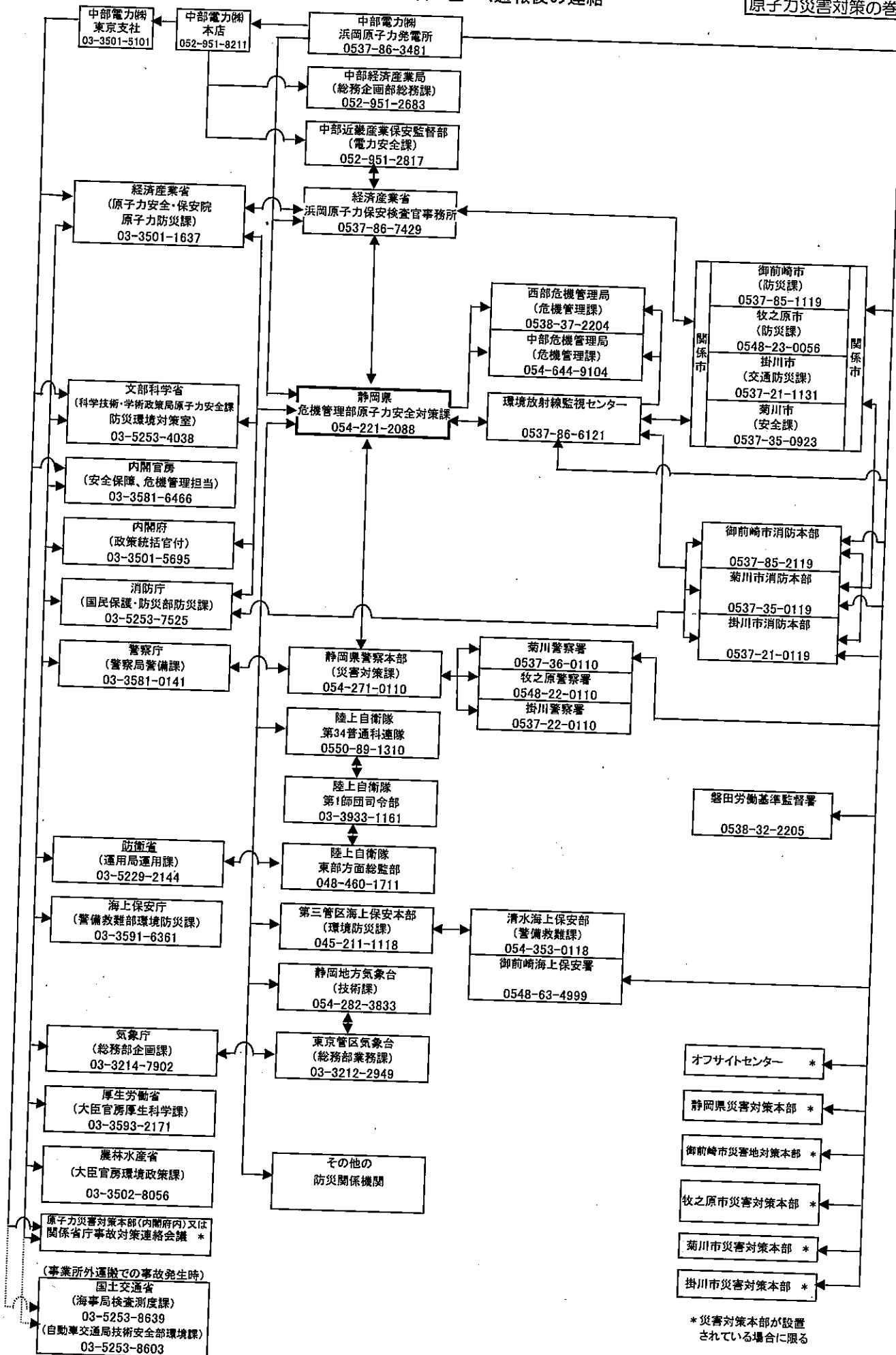
防災関係機関の情報連絡系統図

1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)



2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報後の連絡

原子力災害対策の巻



* 災害対策本部が設置
されている場合に限る

別表（3-8-1）

救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病院名	所在地	電話
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4-1-11	054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原1000	054-623-3111
市立島田市民病院	島田市野田1200-5	0547-35-2111
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1111

別表（3-8-2）

初期被ばく医療機関

病院名	所在地	電話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田2060	0537-86-8511
榛原総合病院	牧之原市細江2887-1	0548-22-1131
掛川市立総合病院	掛川市杉谷南1-1-1	0537-22-6211
菊川市立総合病院	菊川市東横地1632	0537-35-2135

別表（3-8-3）

二次被ばく医療機関

病院名	所在地	電話
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1	053-435-2111

別表（3-8-4）

三次被ばく医療機関

病院名	所在地	電話
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008(守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8891-5844 090-8891-5845 080-1160-1002

別表 (4-2-1)

地震警戒宣言発令時における 浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書						防災機関			
情報 ル ート				区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
	中電	第 号							
	監視センター	第 号		月日時分					
	方面本部	第 号		月日時分					
	本 部	第 号		月日時分					
	概 况								
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在								
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機			
	原子炉出力	%	%	%	%	%			
	出力降下中	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO			
原子炉 停止日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分				
2 災害予防対策実施状況	完了・実施中								
3 発電所地震警戒本部等	3 - (1) 地震警戒本部設置日時			月 日 時 分					
	3 - (2) 応急復旧資機材の確保			YES NO					
	3 - (3) 対外通信連絡手段の確保			YES NO					
特記事項									
添付資料 有() 枚 無									

別表 (4-3-1)

東海地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書						防災機関			
情報 ル ー ト				区分	文書番号	受信者	受信日時	発信者	発信日時
	中電	第 号							
	監視 センタ	第 号		月 日 時 分					
	方面本部	第 号		月 日 時 分					
	本 部	第 号		月 日 時 分					
概況									
1 原子炉の状態	月 日 時 分現在								
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機			
	停止日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分			
	地震発生時の 原子炉出力	%	%	%	%	%			
	ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO			
2 発電所の状況	2-(1) 発電所施設・設備の状況								
	2-(2) 事務建屋他構内建築物等の状況								
3 放射線測定、監視結 果	3-(1) 排気筒ガスマニタ指示値					異常無	異常有		
	3-(2) モニタリングポスト指示値					異常無	異常有		
4 発電所災害対策本 部	4-(1) 災害対策本部設置日時					月 日 時 分			
	4-(2) 対外通信連絡手段の確保					YES	NO		
特記事項									
添付資料 有() 枚 無									

別表(5-5-1)

原子力災害対策の巻

被災地住民登録様式

1ページ

2ページ

被災地住民登録票		第号			
		ふりがな 氏名	男 女		
			明大昭平		
		職業	年月日生 年令 才		
		居住地			
		事故発生時 の場所	屋内(木造・鉄骨、コンクリート) 屋外		
			事故現場からの 距離(km)		
		0時間~1時間	1時間~2時間	2時間~3時間	3時間~6時間
		屋内	屋外	屋内	屋外
		6時間~ 9時間	9時間~ 12時間	12時間~ 18時間	18時間~ 24時間
		屋内	屋外	屋内	屋外
		汚染の程度			
		除染	衣服	A. B(携行、支給)	
		その他	身体	A. B. C. D	
		措置状況	医療措置	A. B. C. D. E	
		被ばく当時の 急性症状			

3ページ

4ページ

退避所名	
退避期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他 参考事項	
発行年月日	年 月 日
発行者	○○市町長 氏 名 印

この登録票について

- 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。
- 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出でください。
- 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。
- 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

(記載上の注意) 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体の欄 A 無処置 B 水により洗浄 C 洗剤により洗浄 D 特殊洗剤により洗浄
 医療措置の欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療